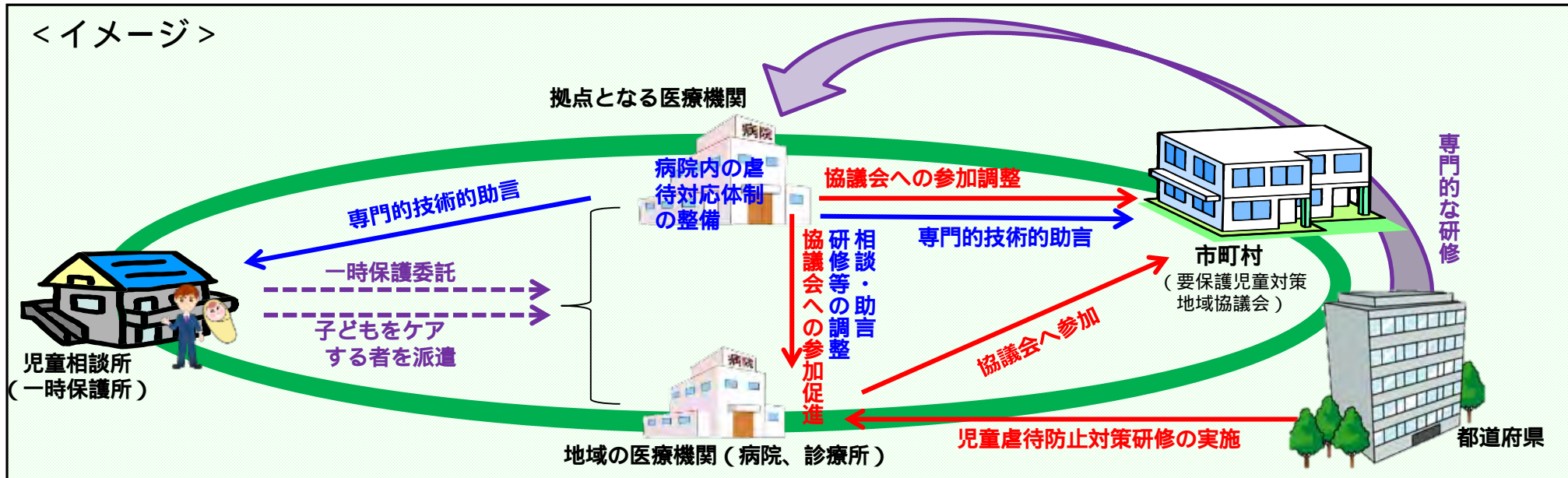


医療機関における児童虐待対応体制の整備

現状

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。

<イメージ>



課題

児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、医療機関における体制は必ずしも十分ではない。
児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。

施策の方向性

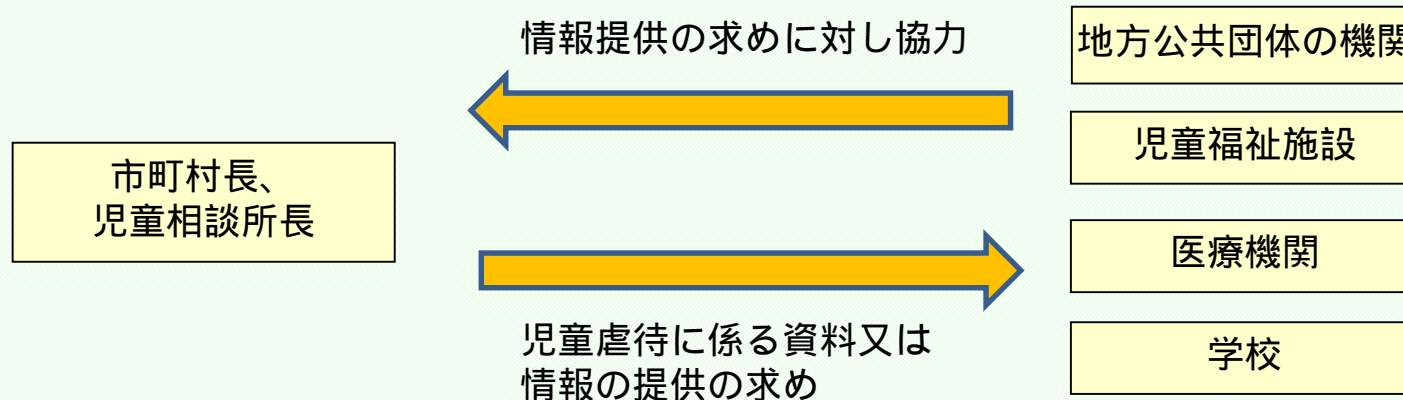
医療従事者に対する研修や要保護児童対策地域協議会への参加の促進を検討。

関係機関等による調査協力等

現状

地方公共団体の機関は、市町村長や児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、これを提供することができることとされている。

<イメージ>



課題

児童虐待に係る情報は、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護の観点等から、関係機関から児童虐待に係る情報の提供を受けられない場合がある。

施策の方向性

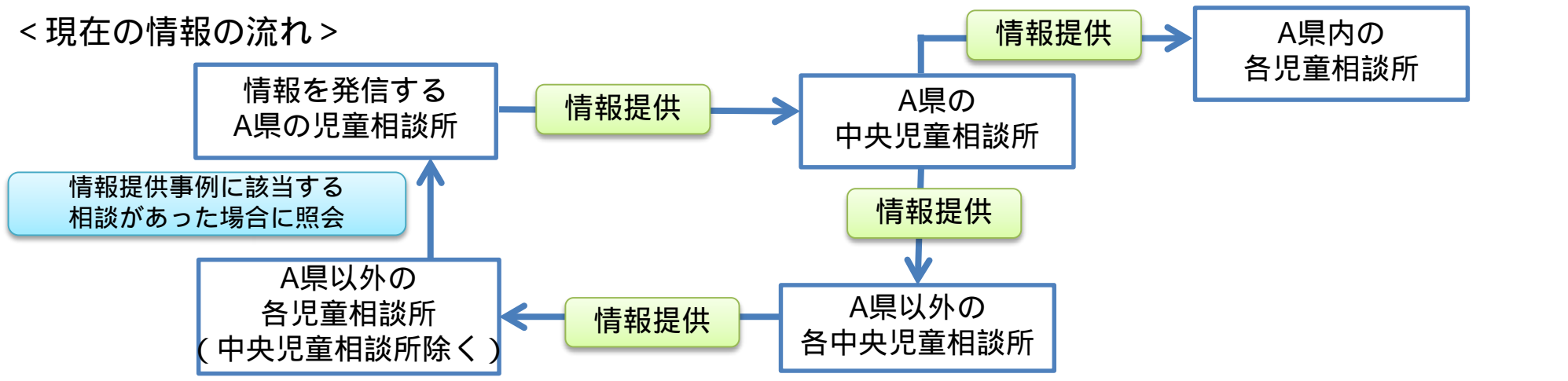
児童相談所や市町村から児童やその保護者の心身の状況等に関する資料等の提供を求められた場合に、学校、医療機関等は当該調査に対し協力することを検討。

児童相談所間の情報共有

現状

平成11年に全国児童相談所長会から、全国の児童相談所宛に「児童虐待における他県児童相談所との連携について」（以下「CA情報」という。）が発出されており、児童虐待で関わった事例で、児童相談所としての指導が必要であるにも関わらず、転居又は行方不明により指導が中断された事例について、他県の児童相談所にFAXを活用して情報を提供することとしている。

< 現在の情報の流れ >



課題

CA情報の仕組みについて、周知が徹底されておらず、仕組みを利用していない児童相談所もある。
児童相談所間の連絡網であるため、市町村との情報共有ができていない。

施策の方向性

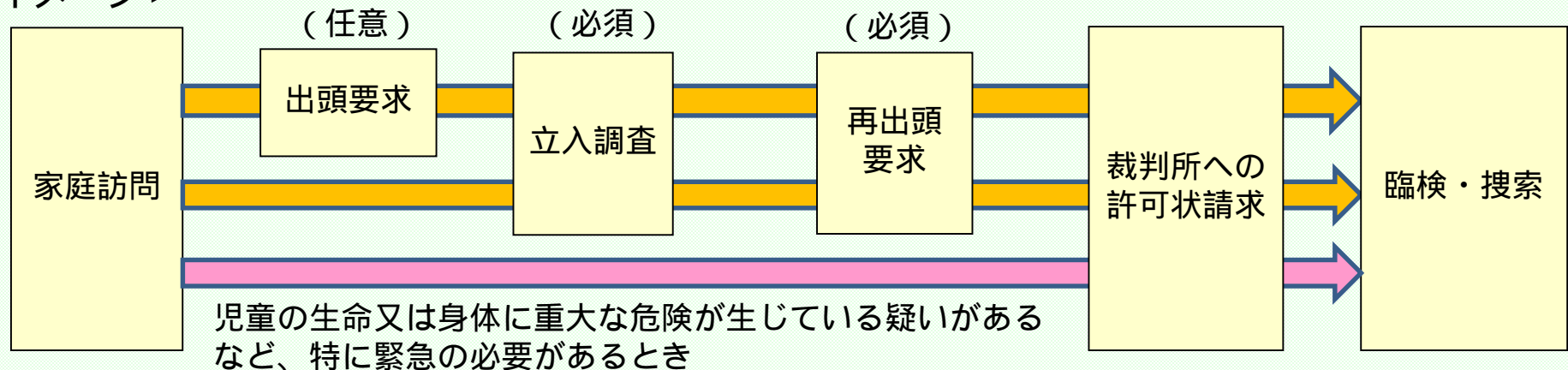
児童虐待に関する情報連絡システムや全国の児童相談所間のデータ共有の在り方を検討。

緊急時の臨検・搜索手続の簡素化

現状

都道府県知事は、立入調査について正当な理由なく拒否等をした保護者が再出頭要求にも応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、解錠などの実力行使を伴って、住居等へ立ち入り、児童の安全確認を行うことができる。平成25年度における臨検・搜索の件数は、0件。平成20年4月の施行以後に実施された全7件の事例の出頭要求から臨検搜索までに要した日数は1～70日。

<イメージ>



課題

緊急時には、虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保する必要があるが、立入調査や出頭要求、裁判所の許可の手続きに時間を要する場合がある。



施策の方向性

緊急時における、都道府県による児童の家庭への臨検・児童搜索手続を簡素化することを検討。

民間の活用等による里親委託等の推進

現状

平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1 / 3、グループホームを概ね1 / 3、里親・ファミリーホームを概ね1 / 3とすることを目標としている。里親・ファミリーホームへの委託率は平成25年度末現在で15.6%。都道府県等において、里親制度の普及促進や里親委託の推進、未委託里親へのトレーニングなどを実施する里親支援機関事業を行うほか、児童養護施設等への里親支援専門相談員の配置を進めている。

里親等委託率の推移

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
1 1 . 1 %	1 2 . 0 %	1 3 . 5 %	1 4 . 8 %	1 5 . 6 %

福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

課題

里親制度に対する社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分関わっていない。



施策の方向性

NPO法人等の民間団体に、里親の開拓、研修等の里親支援機関事業を委託することを推進し、児童相談所の里親委託に係る業務の軽減や里親委託の推進を図ることを検討。
里親支援機関事業の在り方を検討。
養子縁組の推進方策の在り方を検討。
育児・介護休業法上の育児休業の対象となる子の範囲を検討。

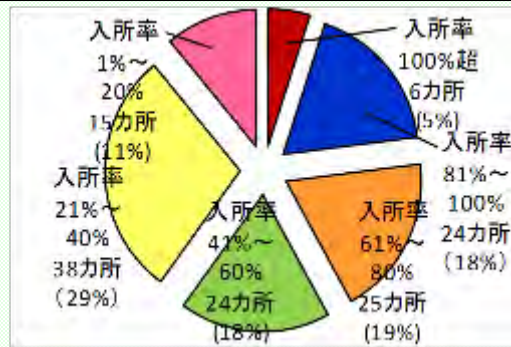
一時保護所の体制整備等

現状

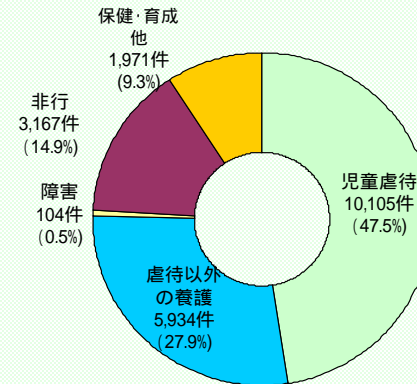
児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（一時保護所）を設けることとされている。児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができることとされている。

一時保護所の施設基準については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準を準用することとしている。

年間平均入所率（平成25年）



平成25年度 保護理由別件数



課題

一時保護の対象となる児童の数が増加傾向にあるため、入所率が高いところがみられるが、十分な定員を確保する必要がある。

一時保護を要する背景は虐待、非行あるいは養育困難など様々であり、個々の児童の状況に応じた対応を可能とするための環境改善が必要である。



施策の方向性

一時保護所の体制の整備等を検討。

一時保護所の第三者評価

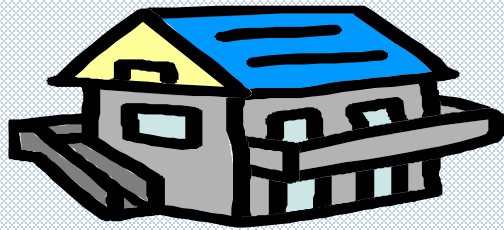
現状

一時保護所の施設基準については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準を準用することとしている。

一方で、児童養護施設などと比べ、一時保護所に保護されている児童の処遇等については、透明性が不十分であるとの指摘を受けることがある。

<イメージ>

一時保護所



評価

【第三者機関】



- ・客観性の担保
- ・信頼の獲得
- ・課題の共有化

課題

保護・支援を受ける子どもの立場に立った質の向上が必要。

そのためには、運営の客観性の担保、信頼の獲得、課題の共有化などが必要。

施策の方向性

一時保護所の第三者評価の在り方を検討。

被虐待児童の心理的負担に配慮した面接

現状

特に性的虐待においては、外傷が認められないことが多い、生活状況からその事実の確認を行うことが困難であることなどから、児童の面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。

性的虐待などを受けた児童は、被害状況の確認のため、児童福祉司などの児童相談所職員、警察官、検察官などから、複数回にわたり面接を受けることとなる。

<イメージ>



課題

被害状況の確認のための面接自体がいわゆる「二次的被害」()につながる場合がある。二次的被害とは、性的虐待などの事実を思い出し話すこと自体が元のトラウマ的な出来事の再体験としてトラウマを生じさせること。

施策の方向性

特に性的虐待の事案を念頭に、被虐待児童の心理的負担の軽減に配慮しながら被害状況を確認する面接の在り方を検討。

情緒障害児短期治療施設の体制整備等

現状

情緒障害児短期治療施設は、平成26年度で全国38カ所。少子化社会対策大綱において全国47カ所を目標（平成31年度）としているが、30道府県の設置に留まっている。

平成27年度に新たに5カ所設置予定であり、設置都道府県数も32道府県となる予定。

情緒障害児短期治療施設がない地域では、児童養護施設に心理療法の担当職員などを配置して対応。

情緒障害児短期治療施設の設置カ所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
3 7 カ所	3 7 カ所	3 8 カ所	3 8 カ所	3 8 カ所

各年10月1日現在

未設置都道府県

秋田県・山形県・福島県・千葉県・
東京都・新潟県・富山県・石川県・
福井県・山梨県・奈良県・徳島県・
愛媛県・佐賀県・大分県・宮崎県・
沖縄県

計 17 県

課題

医師が必置であるが、人件費が低く確保困難。学校教育との連携が進んでいない。被虐待児など対応が困難な児童が増えていることや入所期間が長期に及ぶ場合がある等の実態に合った施設とする必要がある。



施策の方向性

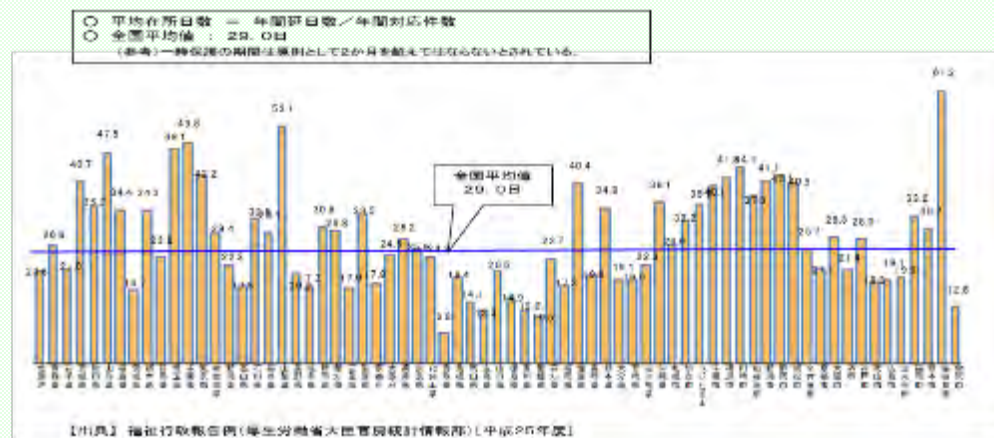
情緒障害児短期治療施設の体制整備等を検討。

一時保護の延長の際の保護者関与

現状

児童相談所長による児童の一時保護の期間は、その開始日から2か月を超えてはならない。
 児童相談所長は、必要があると認めるときは、一時保護を継続することができる。
 児童相談所長による一時保護の継続が児童の親権者の意に反する場合には、都道府県知事は、2か月ごとに、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

(参考) 都道府県等別一時保護所での平均在所日数



課題

一時保護について保護者の同意がない場合、更に延長を行うと、児童相談所と保護者の関係性が悪化するケースがある。
 一時保護の延長に当たって、児童相談所と保護者との関係を円滑に保ち、保護者の納得性を高める必要がある。



施策の方向性

都道府県児童福祉審議会の意見聴取の際に、保護者が意見を述べる機会を設けることを検討。

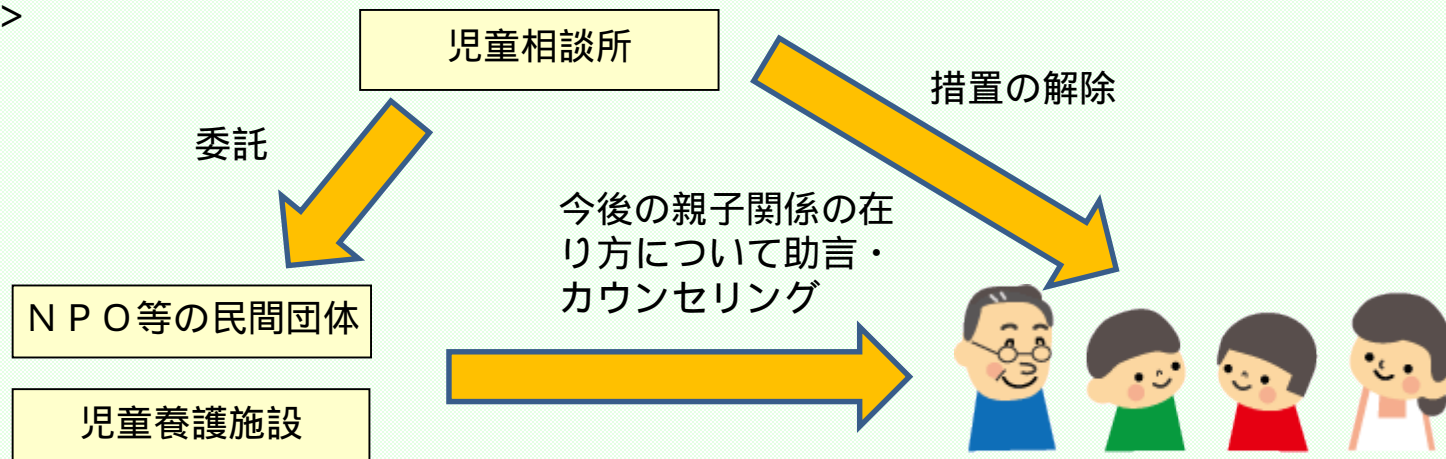
一時保護や措置の解除時の助言等

現状

都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。

また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導している児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策の見込まれる効果等を助案することとされている。

<イメージ>



課題

措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
措置の解除に当たっては、その後の継続的なフォローが重要。

施策の方向性

一時保護や施設入所等の措置の解除時における、第三者による今後の親子関係の在り方等に関する助言・カウンセリングの実施を検討。

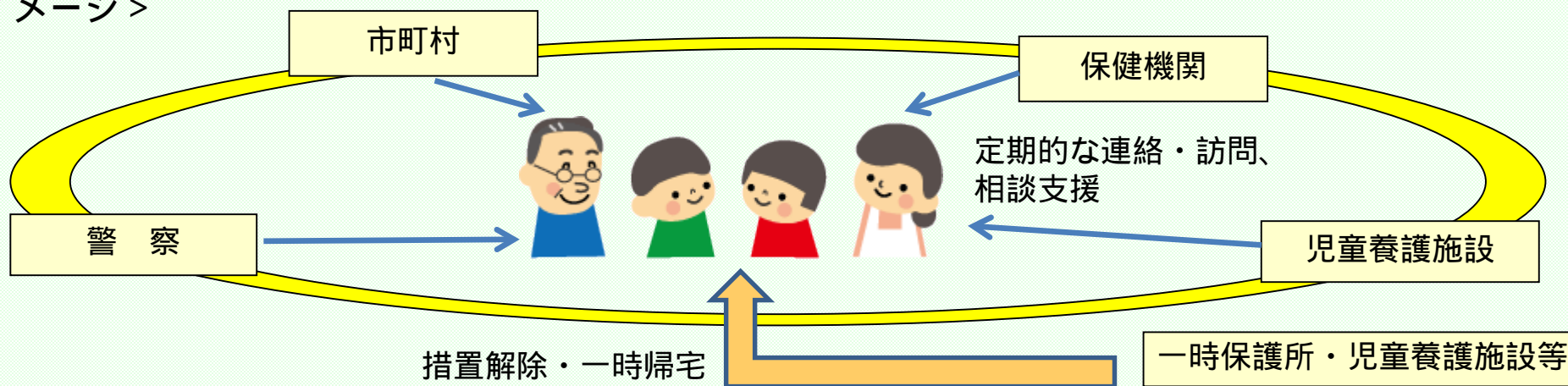
措置解除後等における継続的な安全確保措置

現状

都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。

また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導している児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策等の効果等を勘案することとされている。

<イメージ>



課題

措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
措置の解除に当たっては、継続的なフォローが重要。

施策の方向性

措置解除後に帰宅した場合や一時保護解除時などにおいて、市町村、児童養護施設、NPO等の関係機関等が連携して定期的に連絡・訪問すること等により、児童の安全確認を行うとともに、家族への相談支援を行うことを検討。

児童養護施設等による親子関係再構築支援

現状

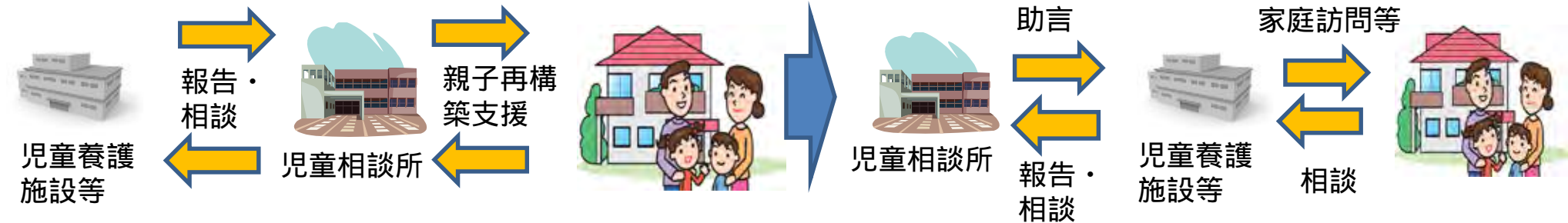
保護者への援助を行うことで親子関係の再構築を図り、児童の早期の家庭復帰を可能とするため、児童相談所が主体となって親子関係再構築支援を行っている。

また、児童養護施設等においても児童相談所と連携して親子再構築支援に取り組んでおり、児童養護施設等においては、入所児童の早期の家庭復帰を可能とするための相談援助を行う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置を義務付けている。

<イメージ>

現行

今後



課題

施設と児童相談所との連携が不十分であることや入所措置時の介入が原因で児童相談所に拒否的な家庭が多いこと等により十分な対応ができていない。

里親やファミリーホームに委託されている児童についても計画的な親子関係再構築を図る必要がある。

施策の方向性

施設等入所中又は施設等退所後の児童とその保護者に対する当該施設等による親子関係再構築の支援を検討。

児童家庭支援センターの更なる活用

現状

児童家庭支援センターは地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うこととされている。

平成26年10月現在104か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。

児童家庭支援センターの設置力所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	...	H 3 1
8 2 力所	8 7 力所	9 2 力所	9 8 力所	1 0 4 力所		3 4 0 力所

各年10月1日現在

目標力所数

課題

現在のところ全国的に設置数は少なく、また地域によって取組状況は様々であり、児童相談所の補完的役割を十分に果たせていない。



施策の方向性

児童家庭支援センターの更なる活用の在り方を検討。

自立支援計画に基づく効果的な進路指導等の実施

現状

児童養護施設等では、入所児童に対して、自立に向けた生活習慣や金銭管理等を習得するための支援や、進学のための学習指導、就職するための職業指導を実施している。

児童養護施設や児童自立支援施設には職業指導員を配置しているところがあり、職業実習の指導や就職活動の支援を行っている。職業指導員を配置している児童養護施設は全国601カ所のうち41カ所、児童自立支援施設は全国58カ所のうち3カ所となっている。

<イメージ>



<自立支援のための支援例>
 社会性の習得
 履歴書の書き方、面接指導
 ハローワークへの同行支援
 社会体験・就労体験を追加
 農家等での活動
 ボランティア活動への参加 等

課題

入所措置等の時点から将来の人生設計を見越した自立支援計画を策定し、定期的に点検・評価を行いながら進めることが必要。
 進路指導・職業指導等に係る専門的支援を行うための仕組みが必要。
 施設入所児童は偏った経験をしていることが多いため、様々なことを経験できる機会の提供が必要。



施策の方向性

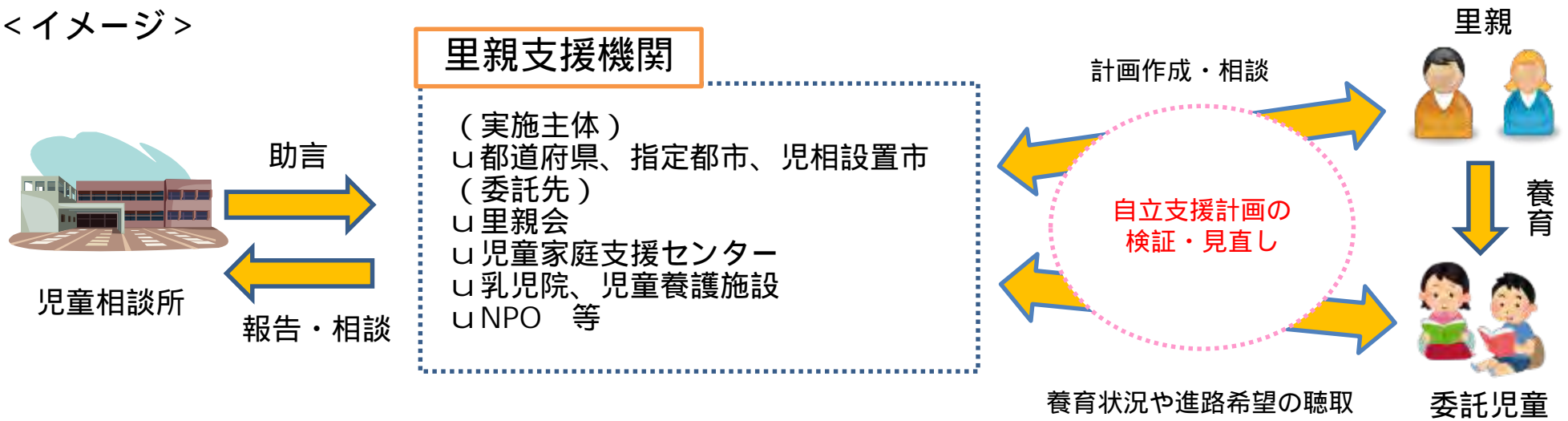
入所措置等の時点から計画的・効果的な自立支援を行うとともに、進路指導、職業指導等に係る専門的支援を行うことを検討。

里親委託児童の自立支援の充実

現状

里親委託児童に係る自立支援計画は児童相談所が作成しているが、今後、より一層の自立支援の強化が求められる。

<イメージ>



課題

児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親に係る業務に十分関わっていない。
里親委託児童について、児童相談所以外の主体による自立支援計画の作成を検討する必要。



施策の方向性

日常的に里親や委託児童を支援する里親支援機関が自立支援計画を作成することを可能とすることを検討。

18歳に達した者に対する支援

現状

一時保護中や施設入所等の措置に関する家庭裁判所への承認手続中に18歳に達した者については、一時保護の継続や施設入所等の措置が可能かどうか、明確ではない。裁判所の承認による施設入所等措置の延長や延長期間中の接近禁止命令等、別の施設への措置変更等について、18歳以降20歳までの間、必要な措置が可能かどうか、明確ではない。20歳に達した場合には、施設入所等の措置が終了する。

高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
(参考) 全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

課題

被虐待児童については、18歳到達後を含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつけることが重要。



施策の方向性

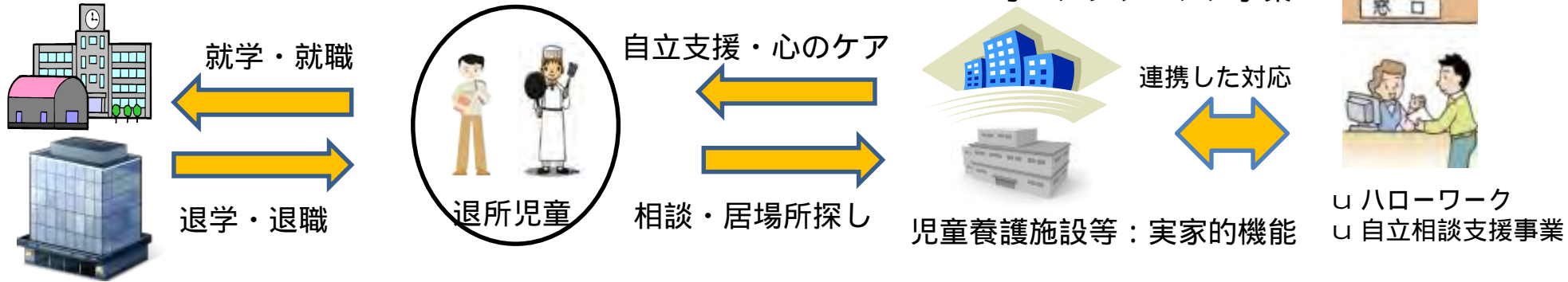
積極的な保護や支援が必要な者への18歳到達後の支援の在り方について検討。

施設退所後のアフターケアの推進

現状

施設退所後や里親委託解除後の児童について、中途退学や短期間で離職してしまった場合にやり直しができるよう、居場所づくりや見守り支援の仕組みを構築することが必要である。こうした居場所づくりや見守り支援については、児童養護施設等の役割とされているが、児童養護施設等においては、施設入所児童への支援が中心となるため、必ずしも十分に実施できていない状況にある。地域社会における社会的自立を促進するため、児童養護施設退所者等の生活・就業に関する相談に応じる退所児童等アフターケア事業を実施しており、平成26年10月1日現在23自治体、20カ所で開催されている。

<イメージ>



課題

入所措置による支援の対象から外れることにより、退所者の状況の把握が困難となることがある。状況の把握が困難な退所者が中途退学や短期間で離職してしまった場合に、頼るべき居場所や見守り支援の担い手が少ない場合がある。



施策の方向性

自立援助ホームの活用等を通じた生活支援や退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりの推進を検討。